

第3回 名寄市農業委員会総会（令和6年3月）会議録

日 時 令和6年3月26日（火）

午後4時30分 開始

午後5時20分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	報告第1号	名寄・智恵文地区農地小委員会報告について		
第3	議案第1号	土地の現況証明願いについて	4件	承認
第4	議案第2号	設定された権利の合意解約について	4件	承認
第5	議案第3号	農用地利用集積計画の作成について	12件	承認
第6	議案第4号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	1件	承認
第7	議案第5号	農地法第4条の規定に係る許可申請について	3件	承認
第8	議案第6号	農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について	1件	承認
第9	報告第2号	農地法第5条転用工事完了報告	1件	承認

第3回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 菅原一徳	10番 安達啓治	19番 村中洋一
2番 新田司	11番 上手浩幸	20番 小田桐正彦
3番 藤野修一	12番 林秀典	22番 竹部裕二
4番 清水康史	13番 沼田清憲	23番 南原政幸
5番 高橋尚幹	14番 武田修一	24番 鈴木英二
6番 水間健詞	15番 山上瞳	25番 越孝則
7番 飯村規峰	16番 住田美紀	26番 阿部貴代美
8番 菅野真記子	17番 横田浩二	27番 又村裕司
9番 村上清	18番 中村敏夫	

第3回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和6年3月26日（火）午後4時30分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは令和6年第3回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶をいただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。それでは、令和6年第3回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。本日、欠席者はありません。委員定数26名中、委員26名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項 在任委員の過半の出席となっていますので、総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、24番 鈴木委員、25番 越委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、鈴木委員、越委員に決定いたしました。

議 長： **日程第2、報告第1号「名寄・智恵文地区農地小委員会報告について」**です。清水小委員会委員長より報告をお願いします。

清水委員： 令和6年2月27日風連庁舎3階中会議室にて開催いたしました。法人認定の可否について、審議の対象である法人代表の〇〇〇氏から説明を求め、その後、出席委員による審査を行っています。農地法第2条第3項に規定される要件を審査したところ、全ての要件において的確であると認められました。

議 長： 報告第1号「名寄・智恵文地区農地小委員会報告について」の報告がありました。

議 長： 続きまして、**日程第3、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。番号35番の審査をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号35番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。質疑に入ります。意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。番号35番について説明します。所在については、地図の6ページをご

覧ください。左側に黄色で基線とありますが、その上の美深町との境界線近くの右側が所在地になります。私と越委員、菅野委員、事務局が現地を確認しています。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
番号35番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号35番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 番号36番は、私から意見があるため暫時休憩といたします。（16：36）

議 長： それでは議事を再開いたします。（16：36）
番号36番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号36番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号36番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。真ん中下側に黄色で二十九線とあります。道道下士別線から西に500mほど行ったところが所在地になります。今月11日に、私と菅原委員、又村委員、事務局が現地を確認しています。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。
番号36番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号36番は原案のとおり証明することに決定いたしました。
暫時休憩といたします。（16：39）

議 長： それでは議事を再開いたします。（16：40）
番号37番、番号38番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号37番、番号38番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

又村委員： はい。

議 長： 又村委員。

又村委員： 27番 又村です。番号37番、番号38番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。真ん中左にピンクマーカーで西風連とあります。その上側がス

キー場となり、隣接している斜面が所在地になります。今月11日に、私と菅原委員、沼田委員、事務局が現地を確認しています。現在は植林されており、農地ではないことを確認しました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、又村委員より意見がありました。
番号37番、番号38番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号37番、番号38番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第4、議案第2号「設定された権利の合意解約について」を議題に供します。番号32番については、鈴木委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願ひます。
暫時休憩します。（16：42）

議 長： それでは議事を再開いたします。（16：42）
番号32番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第2号 番号32番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号32番は原案のとおり決定いたしました。
暫時休憩します。（16：44）

議 長： それでは議事を再開いたします。（16：44）
番号33番から番号35番まで一括して審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第2号 番号33番から番号35番までを読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号33番から番号35番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第5、議案第3号「農用地利用集積計画の作成について」を議題に供します。
初めに貸貸借の審査を行います。番号50番から番号53番までを一括して審査いたしま

す。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号50番から番号53番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議長：意見がないようですので、番号50番から番号53番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号50番から番号53番は原案のとおり決定いたしました。

議長：番号54番については、菅原委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。
暫時休憩します。（16：48）

議長：それでは議事を再開いたします。（16：48）
番号54番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号54番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議長：意見がないようですので、番号54番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号54番は原案のとおり決定いたしました。
暫時休憩します。（16：50）

議長：それでは議事を再開いたします。（16：50）
番号55番、番号56番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号55番、番号56番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議長：意見がないようですので、番号55番、56番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号55番、番号56番は原案のとおり決定いたしました。

議長：続きまして、番号57番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号57番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

鈴木委員： はい。

議 長： 鈴木委員。

鈴木委員： 24番 鈴木です。番号57番について説明します。所在については、地図の5ページをご覧ください。右側に53番とありますが、その上側の川との合流地点の左下が所在地になります。〇〇さんと隣接した耕作地を持つ〇〇〇〇さんの新規の賃貸借です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、鈴木委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号57番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号57番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号58番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号58番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。番号58番について説明します。議案第2号で合意解約のあった合同会社〇〇〇〇さんと〇〇さんの賃貸借になります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号58番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号58番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**使用貸借**の審査を行います。
番号15番については、水間委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。
暫時休憩します。(16:56)

議 長： それでは議事を再開いたします。(16:56)
番号15番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号15番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

中村委員：はい。

議長：中村委員。

中村委員：18番 中村です。番号15番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。真ん中に黄色のマーカーで大橋とあります。少し上に行くと黄色マーカーで八線とあり、手前に炭化センターがありますが、炭化センターの南側の土地が大橋の所在地になります。残りは道道日進名寄線に向かう道路に点在しています。将来的には売買することを見越しての使用貸借になっています。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長：ただいま、中村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議長：意見がないようですので、番号15番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号15番は原案のとおり決定いたしました。
席移動のため暫時休憩といたします。（16：59）

議長：議事を再開いたします。（16：59）
引き続き、**番号16番、番号17番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号16番、番号17番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員：はい。

議長：南原委員。

南原委員：23番 南原です。番号16番、番号17番について説明します。本件については、先ほどの議案で解約された場所の使用貸借になり、本人と合同会社との間で使用貸借をするものです。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長：ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議長：意見がないようですので、番号16番、番号17番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号16番、番号17番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第6、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。
番号48番については、水間委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。
暫時休憩します。(17:01)

議 長： それでは議事を再開いたします。(17:01)
番号48番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号48番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

中村委員： はい。

議 長： 中村委員。

中村委員： 18番 中村です。番号48番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。中央上に大通とあり、その右上に日進橋があります。日進橋を渡って、少し左に道が曲がりますが、その右側が所在地になります。以前から〇〇さんが賃貸借をしていましたが、処分したいとのことで売買となりました。ご審議の程よろしく願います。

議 長： ただいま、中村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号48番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号48番は原案の通り決定いたしました。
席移動のため暫時休憩といたします。(17:03)

議 長： 議事を再開いたします。(17:03)
引き続き、**番号49番**を審査いたします。事務局の説明を求めます

事務局： (議案第4号 番号49番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

越 委員： はい。

議 長： 越委員。

越 委員： 25番 越です。番号49番について説明します。両者は家族関係にあり、〇〇さんが娘である〇〇さんに経営移譲をするための使用貸借になります。ご審議の程よろしく願います。

ます。

議 長： ただいま、越委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号49番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号49番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号50番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号50番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。番号50番について説明します。所在については、地図の6ページをご覧ください。黄色のマーカーで基線とありますが、その左1cm程度上に1か所あります。また、その下で道路が南に下がっているところが残りの所在地になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号50番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号50番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第7、議案第5号「農地法第4条の規定に係る許可申請について」を議題に供します。番号2番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第5号 番号2番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

清水委員： はい。

議 長： 清水委員。

清水委員： 4番 清水です。番号2番について説明します。機械の更新により、置く場所がなくなってきたため格納庫を設置するものです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長： ただいま、清水委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号2番を許可相当と意見を付して北海道に進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号2番を許可相当と意見を付して北海道に進達することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号3番**を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第5号 番号3番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。番号3番について説明します。所在ですが6ページをご覧ください。中央に国道の十字路があります。その右下に住宅があり、その東側が申請地になります。倉庫と駐車を設置するものです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号3番を許可相当と意見を付して北海道に進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号3番を許可相当と意見を付して北海道に進達することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号4番**を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第5号 番号4番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

林 委員： はい。

議 長： 林委員。

林 委員： 12番 林です。番号4番について説明します。所在ですが9ページをご覧ください。ピンクマーカーで旭とあり、その下に6か所に分かれる交差点があります。その白い道路の三

十線を西に300mほど進んだところが所在地になります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長： ただいま、林委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号4番を許可相当と意見を付して北海道に進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号4番を許可相当と意見を付して北海道に進達することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第8、議案第6号「農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供します。番号6番を審査いたします。
番号6番については、小田桐委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。
暫時休憩します。(17:13)

議 長： それでは議事を再開いたします。(17:14)
番号6番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第6号 番号6番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

中村委員： はい。

議 長： 中村委員。

中村委員： 18番 中村です。番号6番について説明します。所在ですが、二十線の東3号と4号の間になります。土地改良を含め面を整備するための砂利採取になっています。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長： ただいま、中村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号6番を許可相当と意見を付して北海道に進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号6番を許可相当と意見を付して北海道に進達することに決定いたしました。
暫時休憩します。(17:17)

議 長： 議事を再開いたします。(17:18)
続きまして、日程第9、報告第2号「農地法第5条転用工事完了報告」を議題に供します。
番号7番について、小田桐委員より報告をお願いします。

小田桐委員： 20番 小田桐です。番号7番について報告いたします。所在ですが、地図5ページの5
5番になります。現地へ確認に行き、住宅が完成していることを確認いたしました。

議 長： 番号7番について、「農地法第5条転用工事完了報告」がありました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第3回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。
(午後5時20分 閉会)

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____